

令和 7 年 6 月 25 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
利根導水総合管理所長 秋場 宣吉
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 大型モニター取付用下地設置工事(オープンカウンター方式による)
2 業 務 場 所 埼玉県行田市大字須加字船川4369 水資源機構利根導水総合管理所
3 業 務 期 間 契約締結の翌日 から 30日間
4 内 容 等 別途交付する仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得書等を熟覧のうえ提出してください。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
2 見積参加要件 別添仕様書のとおり施工可能な者。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提 出 方 法 電子メール又はFAXによる。(※メールアドレス及びFAX番号は、4)に記載)
- 3) 見 積 書 提 出 期 限 令和 7 年 7 月 7 日 10:00 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所
FAX番号 048-557-1506 (電子メール)nyukei_tonedo@water.go.jp
- 5) 担 当 者 総務課 契約担当
- 6) 質 問 書 提 出 期 限 令和 7 年 7 月 1 日 10:00 まで
- 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
- 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和7年7月8日10:00までとします。
- 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。
- 5 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

大型モニター取付用下地設置工事

仕様書

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所(以下「機構」という。)が施行する「大型モニター取付用下地設置工事」(以下「本工事」という。)に適用する。

第2節 工事場所

埼玉県行田市大字須加字船川4369 (利根導水総合管理所 新館1F説明ホール内)

第3節 工事概要

モニター受け鋼製下地設置工	1 式
モニター受け鋼製下地補強設置工	1 式

第4節 工事期間

契約締結の翌日から30日間

第5節 工事内容

- ① 本工事は、新館1Fの説明ホールの既設東側壁面に、大型モニターを設置するための下地材設置を行うものである。
- ② 各部材の設置位置及び必要部材は図面とおりとするが、大型モニター等の既設部材の寸法や壁面の状況を確認の上、決定するものとする。なお、既設部材の状況により、追加部材が必要となった場合は担当者と協議するものとし、必要な部材及び施工費については設計変更の対象とする。

以上

